

学校を卒業する茨城県奨学生の方へ(令和7年3月) (入学一時金の貸与を受けた方)

このお知らせは、「入学一時金のみのお貸与を受けた方」または「入学一時金と奨学金(月額貸与)の両方の貸与を受けた方」を対象とするものです。

1 茨城県奨学資金貸与総額について

別添「貸与終了見込者の貸与総額について(入学一時金)」を確認してください。
入学一時金の貸与額は240,000円です。

2 「茨城県奨学資金返還の手引き」について

奨学資金の返還に関する重要事項を記載していますので、よく確認してください。
また、返還が終了するまでは、必ず保管してください。

3 提出書類について

(1)「奨学資金借用証書(入学一時金)」

(2)「奨学資金返還計画書(入学一時金)」

書類の作成に当たっては、下記4及び「茨城県奨学資金返還の手引き」(9頁～)を十分に確認してください。

入学一時金については、要件を満たすことで返還の免除を受けることができますが、免除を受けようとする方も、「奨学資金借用証書(入学一時金)」及び「奨学資金返還計画書(入学一時金)」の提出が毎年必要です。

※ 月額貸与と併給をされた方はそれぞれ記載ください。

(3) 連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書(月額貸与と併給をされた方は、写しで可)

(4)「奨学資金返還猶予願」(返還猶予を希望する場合のみ)

「茨城県奨学資金返還の手引き」7ページを確認し、事由に応じた添付書類とともに提出してください。

4 返還免除について(卒業後に茨城県内に居住し、茨城県内で就業したとき)

学校を卒業後に茨城県内に居住し、茨城県内の事業所で就業した場合には、返還を免除することができます。

返還免除の詳細は別紙のとおりですが、返還免除の要件を満たして1年が経過する毎に10分の1の額(24,000円)の返還を免除する仕組みですので、令和7年3月卒業の方の返還計画書の返還開始時期は令和8年6月で、返還方法は年賦となります。

〈連絡先〉

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当
電話 029-301-6045/5245

[メール kokyo@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:kokyo@pref.ibaraki.lg.jp)

返還免除について

学校を卒業後、茨城県内に居住し、茨城県内で就業したとき

1 返還免除の要件

次の(1)(2)のどちらも満たすこと。

(1)茨城県内に居住したとき。

(2)次のア・イのいずれかにより就業したとき。

ア 期間の定めのない労働契約により雇用（いわゆる正規雇用）され、茨城県内に所在する事務所又は事業所に勤務したとき。

イ 個人事業主として茨城県内の事業所又は事務所において事業を行ったとき。

2 免除額及び免除の仕組み

免除額：1年当たり24,000円（10年で全額免除）

1年毎に手続を行い、審査の上で1年分（24,000円）の返還を免除し、10年継続して要件を満たせば、240,000円全額の返還が免除となる仕組みです。

手続は下記3のとおりです。

(例) 令和7年3月 学校を卒業

4月～ 茨城県内に居住し、茨城県内の事業所に勤務

令和8年3月 返還免除の要件を満たして1年経過

4月 手続に必要な書類を茨城県教育委員会に提出。審査の上で、1年分（24,000円）の返還免除を決定。

6月 （返還免除がない場合、1年分（24,000円）を返還）

以降、毎年同様の流れ。

【茨城県外への配属・転勤について】

就職時または就職後、茨城県外の事業所等への配属または転勤によって、返還免除の要件に該当しない場合は、返還猶予の手続をすることにより、返還免除の審査時期を1年繰り延べることができます（最大5年まで更新可）。手続は下記3のとおりです。

3 手続

(1) 提出書類

返還免除	返還猶予
ア 奨学資金返還免除願（様式第20号）	ア 奨学資金返還猶予願（様式第15号）
イ 勤務証明書（様式第23号）	イ 返還猶予の理由を証する書類 （茨城県外の事業所等に勤務していることを証する書類等）
ウ 住民票の写し	

(2) 提出期限等

学校を卒業した年の翌年から、毎年4月30日までに、茨城県教育委員会へ提出。

(3) 審査等

提出書類を審査し、適当と認めたときは、返還免除決定通知書または返還猶予決定通知書により通知します。

【提出先】 〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁学校教育部高校教育課 管理担当

電話 029-301-6045